

介護員養成研修事業者 殿

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
介護人材確保対策室長

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修の臨時的な取扱いについて

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の実施については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）等に基づき、「福岡県介護職員初任者研修実施要綱」及び「福岡県生活援助従事者研修実施要綱」（以下「介護職員初任者研修・生活援助従事者研修実施要綱」という。）等を定めているところです。

今般、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症への影響下限りの取扱いとして、これらの研修については、下記の点に留意の上、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能とする旨の事務連絡がありました。

つきましては、下記の点に留意し、実施していただきますようお願いいたします。

記

1 留意点

(1) 当該対象者を雇用する事業所に対して、従事開始に伴い、有資格者との同行訪問などを通じたOJT等を行わせるようにすること。

については、全て通信学習により修了した受講者に対して、介護職員初任者研修・生活援助従事者研修実施要綱に規定する修了証明書（様式第1号、様式第2号）を発行する場合は、別添1のとおり但し書きを追記することとし、訪問介護等の実務従事後において、雇用事業所がOJT等を実施したことを証する書類が提出された場合は、改めて通常の修了証明書を発行するものとする。

なお、雇用事業所がOJT等を実施したことを証する書類の書式例は、別添2のとおりとするが、書式例に示した内容が確認できれば、任意様式で差し支えない。

- (2) 各介護員養成事業者において従前の研修を再開した際に、修了者が訪問介護等の実務に就いた経験がない場合は、当該修了者に対して補講等を行うこと。
補講等を実施した場合は、改めて通常の修了証明書を発行するものとする。

2 変更の届出

本通知に基づき、全て通信学習により研修を実施する場合は、福岡県介護員養成研修事業者指定要綱第8条の規定により、変更の日から10日以内に、福岡県介護員養成研修変更届（様式第20号。以下「変更届」という。）に次の書類を添えて提出すること。

なお、従前の研修を再開した場合についても、変更届を提出するものであること。

【添付書類】

- ・ 変更後の学則
- ・ 変更後の研修日程表
- ・ 変更後の研修区分表
- ・ 修了評価の方法

3 人権研修の取扱い

介護職員初任者研修・生活援助従事者研修実施要綱で定めるカリキュラムのうち、人権研修について、通信学習のための資料準備及び修了評価が困難な場合は、別添3の資料配布に代えることができるものであること。

【問い合わせ・提出先】

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
介護人材確保対策室 担当者：小野山

Tel：092-643-3327

Fax：092-643-3253

Mail：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp